第三条　輸出令別表第二の三第一号の二ハに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～四　（略）

五　核酸若しくはペプチドの合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ　一部又は全体が自動化されたもののうち、五〇ベースを超える核酸を生成するように設計したもの

ロ　ペプチドの自動合成装置

第四条～第十三条　（略）

第十四条　輸出令別表第二の三第二号(11)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、暗号装置及び暗号機能を実現するための部分品であって、貨物等省令第八条第九号イからホまでに掲げるもののうち、同号へに該当するものとする。

第十五条～第八十九条　（略）

第九十条　輸出令別表第二の三第二号の二(2)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第二六・〇二項に該当するものとする。

第九十一条　輸出令別表第二の三第二号の二(3)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　関税率表第二七〇八・一〇号及び第二七〇八・二〇号に該当するもの

四　関税率表第二七・一〇項に該当するもの

五　関税率表第二七・一二項に該当するもの

六　（略）

第九十二条　輸出令別表第二の三第二号の二(4)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　関税率表第二八・〇六項、第二八一一・一一号及び第二八一一・二九号に該当するもの

三・四　（略）

五　関税率表第二八二七・三一号、第二八二七・三二号、第二八二七・三五号、第二八二八・九〇号、第二八二八・二九項（第二八二九・一九号を除く。）、第二八三二・二〇号、第二八三三・二四号、第二八三三・三〇号、第二八三四・一〇号、第二八三六・三〇号、第二八三九・九〇号、第二八四〇・三〇号、第二八四一・五〇号及び第二八四一・八〇号に該当するもの

六　（略）

第九十三条　輸出令別表第二の三第二号の二(5)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～八　（略）

第九十四条　輸出令別表第二の三第二号の二(6)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第三四・〇三項に該当するものとする。

第九十五条　輸出令別表第二の三第二号の二(7)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

第九十六条　輸出令別表第二の三第二号の二(8)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第三七〇一・二〇号、第三七〇一・九一号、第三七・〇二項、第三七・〇三項、第三七・〇五項及び第三七・〇六項に該当するものとする。

第九十七条　輸出令別表第二の三第二号の二(9)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～二十　（略）

第九十八条　輸出令別表第二の三第二号の二(10)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～十四　（略）

第三条　輸出令別表第二の三第一号の二ハに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～四　（略）

五　核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置であって、一部又は全体が自動化されたもののうち、五〇ベースを超える核酸を生成するように設計したもの

（新設）

第四条～第十三条　（略）

第十四条　輸出令別表第二の三第二号(11)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、暗号装置及び暗号機能を実現するための部分品であって、貨物等省令第八条第九号（同号へを含む。）のいずれかに該当するものとする。

第十五条～第八十九条　（略）

（新設）

第九十条　輸出令別表第二の三第二号の二(2)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　関税率表第二七〇八・二〇号に該当するもの

四　関税率表第二七・一〇項に該当するもの

五　関税率表第二七・一二項（第二七一二・二〇号を除く。）に該当するもの

六　（略）

第九十一条　輸出令別表第二の三第二号の二(3)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　関税率表第二八・〇六項及び第二八一一・一九号に該当するもの

三・四　（略）

五　関税率表第二八二七・三一号、第二八二七・三二号、第二八二八・九〇号、第二八二八・二九項（第二八二九・一九号を除く。）、第二八三二・二〇号、第二八三三・二四号、第二八三三・三〇号、第二八三四・一〇号、第二八三六・三〇号、第二八三九・九〇号、第二八四〇・三〇号、第二八四一・五〇号及び第二八四一・八〇号に該当するもの

六　（略）

第九十二条　輸出令別表第二の三第二号の二(4)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～八　（略）

第九十三条　輸出令別表第二の三第二号の二(5)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

第九十四条　輸出令別表第二の三第二号の二(6)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第三四・〇三項に該当するものとする。

第九十五条　輸出令別表第二の三第二号の二(7)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

第九十六条　輸出令別表第二の三第二号の二(8)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第三七〇一・二〇号、第三七〇一・九一号、第三七・〇二項、第三七・〇三項、第三七・〇五項及び第三七・〇六項に該当するものとする。

第九十七条　輸出令別表第二の三第二号の二(9)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～二十　（略）

第九十八条　輸出令別表第二の三第二号の二(10)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～十四　（略）